

「林業に係る所得金額の計算書」

の記載の手引き

- この計算書は、鹿児島県内に主たる事務所又は事業所を有する法人のうち、地方税法第72条の4第2項第1号に規定する林業を営む法人が作成し、法人事業税の確定申告書及びこれに係る修正申告書と併せて提出してください。
- この計算書以外に、次の書類を併せて提出してください。
 - ・ 所得金額に関する計算書（第6号様式別表5）
 - ・ 貸借対照表及び損益計算書
 - ・ 雑益，雑損失等の内訳書
 - ・ 法人税申告書別表4の写し

【参考】

1 林業の範囲

林業とは、土地を利用して養苗，造林，撫育及び伐採を行う事業をいうのであるが、養苗，造林又は撫育を伴わないで、伐採のみを行う事業は含まれないものであること。したがって、伐採のために立木を買い取ることを業とする者はいかなる意味においても林業に該当しないものであること。また、林業はしいたけ栽培，うるし採取等のいわゆる林産業とはその範囲を異にするものであること。

【地方税法の施行に関する取扱いについて（道府県税関係）（以下「取扱通知」という。）

第3章2の2】

2 非課税分の所得金額の計算

非課税事業，所得等課税事業又は収入金額等課税事業のうち複数の事業を併せて行う法人で共通経費等の区分の困難なものについては、便宜上これをそれぞれの事業の売上金額等最も妥当と認められる基準によってあん分して算定するものとする。また、その経理を区分することが困難であるものについては、それぞれの事業を通じて算定した付加価値額の総額又は所得の総額若しくは欠損金額若しくは個別欠損金額をそれぞれの事業の売上金額等最も妥当と認められる基準によってあん分してそれぞれの事業に係る付加価値額又は所得を算定することが適当であること。

【取扱通知 第3章 4の8の4】

鹿児島県

計算書の上段<収入金額の明細>の記載方法

1 総収入金額とは、当該事業年度において収入すべき一切の金額（収入する権利の確定したものをいう。）をいいます。

ただし、次に掲げるものは、総収入金額には含みません。

- (1) 利子等及び配当等の収入のうち、法人税法第23条（受取配当等の益金不算入）の規定により益金に算入されない部分の金額
- (2) 各種引当金及び準備金の益金算入額等経費の戻入に相当する収入
- (3) 土地等の譲渡に係る収入金額
- (4) 従業員の福利厚生としての経費に充てるため従業員から徴収している収入
（例）従業員の社宅・寮等の使用料収入及び食事代収入
従業員のために設けた保育施設の利用料金
- (5) 一度経費として支出した後、当該経費が過大であるため払い戻されたことによる収入
（例）租税の還付金（還付加算金はその他の収入金額に含めます。）
償却資産の売却収入金額等（ただし、取得価額を超えた部分は、その他の収入金額に含めます。）
- (6) 益金の額に算入した仕入割戻額
- (7) 国庫補助金等の補助金収入のうち、固定資産の取得又は改良を目的とするもの
- (8) 役員及び従業員の生命保険満期又は解約返戻金，損害保険の満期又は解約返戻金
- (9) 損害保険又は生命保険の保険金のうち事故当事者等又は当該親族等へ支払った額（損害賠償金，死亡退職金，弔慰金等）又は法人税法等の規定により損金算入が認められる収入金額（損害保険金及び物的な損害の賠償額のうち補修費用等実費相当額を超える部分の金額及び休業補償・所得補償等の保険金は，その他の収入金額に含めます。）
- (10) 債務免除益

2 「所得の金額の計算に関する明細書」（法人税法施行規則別表4。以下「法人税申告書別表4」という。）により加算又は減算した収入金額は、総収入金額の計算上、損益計算書の各収入科目の区分に従い、「非課税事業の収入金額」欄、「課税事業の収入金額」欄又は「その他の収入金額」欄の「別表4加算」欄又は「別表4減算」欄にそれぞれ記載してください。

また、法人税の更正等により加算又は減算された収入金額についても同様に記載してください。

3 「非課税事業の収入金額」欄には、日本標準産業分類の〔大分類A－農業，林業〕の〔中分類02－林業〕の〔021－育林業〕に該当する事業に係る収入金額を記載してください。

なお、「素材生産業」，「林業サービス業」及び「その他の林業」に該当する事業に係る収入金額は、「課税事業の収入金額」欄に記載してください。

4 「非課税事業の収入金額」欄には、次のようなものが含まれます。

- (1) 撫育期間が概ね10年以上の原木・立木売上額

- (2) 自社造林苗木の売上額
- (3) 造林交付金・造林補助金収入額
- 5 「課税事業の収入金額」欄には、次のようなものが含まれます。
 - (1) 撫育期間が概ね 10 年未満の原木・立木売上額
 - (2) 作業受託料, 販売受託料
 - (3) 林産品(きのこ・果樹等)の売上額
- 6 「その他の収入金額」欄には、上記以外の事業に係る収入金額を記載してください。
(その他の事業に係る売上額, 施設・設備・土地利用料, 電柱等敷地料, 利子等及び配当等の収入のうち法人税法第 23 条(受取配当等の益金不算入)の規定により益金に算入されない部分以外の金額, 償却資産売却益のうち取得価額を超えた部分の金額, 還付加算金等)
- 7 課税事業と非課税事業とに共通する収入金額で事業ごとの収入金額の区分が困難なものについては、区分が明瞭なそれぞれの事業ごとの収入金額によって按分した金額を「非課税事業の収入金額」欄, 「課税事業の収入金額」欄又は「その他の収入金額」欄にそれぞれ記載してください。

計算書の下段<課税所得金額の計算>の記載方法

- 1 この計算は、課税事業と非課税事業との区分経理が困難な場合に記載してください。
- 2 ⑤の欄は、「所得金額に関する計算書」(地方税法施行規則第 6 号様式別表 5。以下「第 6 号様式別表 5」という。)の「再仮計⑬」欄の金額を記載してください。
なお、当該金額が欠損金額である場合には、当該金額に△印を付して記載してください。
- 3 ⑥の欄は、総所得金額等の計算上、土地等の譲渡益等がある場合に譲渡収入から取得費及び譲渡費用を減算した金額を記載してください。
- 4 ⑦の欄は、⑤の欄の金額から⑥の欄の金額を減算した金額を記載してください。
- 5 ⑧の欄は、①の金額を記載してください。
- 6 ⑨の欄は、④の欄の金額を記載してください。
- 7 ⑩の欄は、⑦の欄の金額に⑧の欄の金額を乗じた金額を⑨の欄の金額で除した金額を記載してください。なお、この欄に記載すべき金額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り上げ(欠損金額の場合は切り捨て)た額を記載してください。また、⑩の欄の金額は、第 6 号様式別表 5 の「林業に係る所得⑭」欄に転記してください。
- 8 ⑪の欄は、⑤の欄の金額から⑩の欄の金額を減算した金額を記載してください。
- 9 ⑫の欄は、前 10 年以内の繰越欠損金額又は災害損失金の当期控除額を記載してください。(会社更生法等による債務免除益があった場合の欠損金の当期控除額を含みます。)なお、この欄への計上がある場合は、第 6 号様式別表 9 を添付してください。
- 10 ⑬の欄は、⑪の欄の金額から⑫の欄の金額を減算した金額を記載してください。